



9月9日は救急の日 救える命を救うために



救急・医療

救急車の
適正利用

図 ○伊賀消防署管理課 ☎ 24-9120 FAX 24-3544
○医療福祉政策課 ☎ 22-9705 FAX 22-9673

◆救急医療の適正利用のお願い

救急医療は緊急事態に備え、限られた医療スタッフで診療を行っています。緊急度の高い傷病者が医療を受けるためにも、救急車や救急医療の適正利用にご協力をお願いします。



救急車を呼ぶかどうか迷ったとき

◎伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22 (24時間年中無休)

病気やけがなどで救急車を呼ぶか迷っているときの相談をはじめ、心と体のさまざまな相談に応じます。
※ポルトガル語・ベトナム語・英語による相談も可能です。

【医師にかかる前の相談】 受診の目安、受診科目の選択、希望地域などの情報

【健康に関する相談】 栄養、禁煙・禁酒、健康診断、予防接種、薬のこと、緊急時の応急処置、不眠・ストレスなど

◎医療ネットみえ（救急医療情報センター）

☎ 059-229-1199 (24時間年中無休)

救急車を呼ぶほどではないが、けがや急病でどうしてもすぐに診察を受けたい場合に、受診可能な医療機関を案内しています。

※案内を受けた医療機関には必ず電話をしてから受診してください。

※コールセンターに電話が繋がりにくい場合は、「医療ネットみえ」のホームページをご利用ください。

◎みえ子ども医療ダイヤル

☎ #8000 (月～土曜日：午後7時～翌朝8時、日曜日・祝日：午前8時～翌朝8時)

こどもの急な病気や事故、薬に関することについて、医療関係の専門相談員が電話で相談に応じます。(18歳未満のこどもとその家族が対象)

※ダイヤル式、ひかり電話、IP電話などでつながらない場合は☎ 059-232-9955 へかけてください。



休日、夜間に具合が悪くなったとき

◆伊賀市応急診療所（上之庄 1700-1 ☎ 22-9990）

応急診療所は、休日や夜間に急な病気やけがをしたときの応急的な処置をする一次救急医療機関として市が開設しています。何日も前から同じ症状が出ている場合は、通常の診療時間内に、かかりつけなどの医療機関を受診するようにしてください。救急車を呼ぶほどではないが、翌日や休日明けまで様子を見ていることが心配な場合など、応急的な診療を受けたい時にご利用ください。

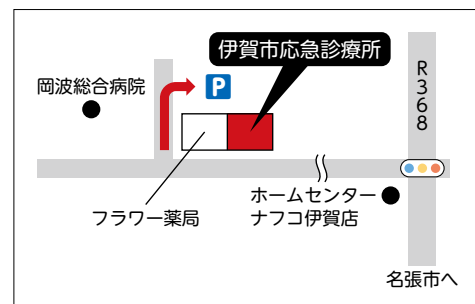
【診療科目】 一般診療・小児科

【診療時間】

月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時

※受付は診療終了時刻の30分前まで

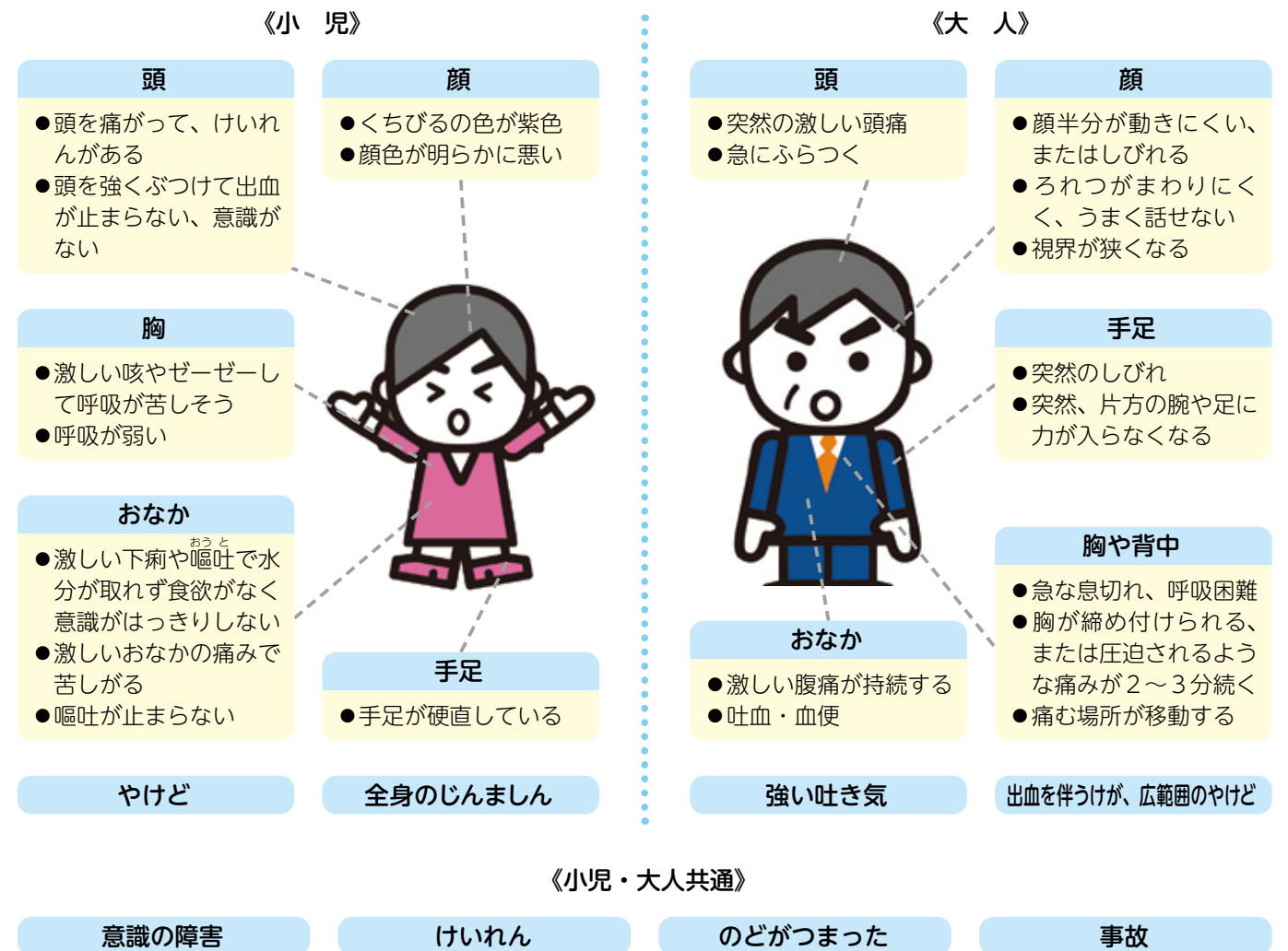


こんなときにはすぐに119番!!



◆救急車を上手に使いましょう

救急車や救急医療は限りある資源です。救える命を救うため、適正利用にご協力をお願いします。救急車を呼ぶか迷ったときは、下記を参考にしてください。



10月1日開始 マイナ救急の実証事業

◆マイナ救急とは

救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本として、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）を活用して、過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、円滑に医療機関へ搬送するための取り組みです。

◆マイナ保険証を活用するメリット

